

## 市営住宅連帯保証人及び家賃債務保証に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市営住宅条例（昭和36年豊中市条例第20号。以下「条例」という。）及び市営住宅施行規則（昭和36年豊中市規則第22号。以下「規則」という。）に規定する連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）及び家賃債務保証事業者（以下「家賃債務保証事業者」という。）に関することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (極度額)

第2条 民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第465条の2第2条の規定により定める連帯保証人の極度額は、条例第8条及び規則第4条の市営住宅使用証書（以下「使用証書」という。）に記載された家賃の18月分相当とする。

2 前項の極度額は、使用証書に記載する。

### (情報提供)

第3条 連帯保証人から法第458条の2に基づく請求があったときは、市長は、入居者の納期限（条例第14条第2項に規定する納期限をいう。）までに納付されない家賃等入居者の主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

2 入居者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、市長は、連帯保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2月以内に、その旨を通知しなければならない。

### (家賃債務保証事業者の要件)

第4条 規則第4条の2第3号の家賃債務保証事業者は、次の各号に掲げる要件に該当し、且つ事前協議を経たうえで市長と協定を締結した法人とする。

- (1) 家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第5条第1項の家賃債務保証業者登録簿に記載されている法人
- (2) 市の入札参加資格登録のある法人

### (家賃債務保証契約に関する事務)

第5条 連帯保証人の連署した使用証書の提出が困難であると認めることができる入居決定者（条例第7条に規定に基づき決定した入居決定者をいう。）のうち、規則第4条の2第3号の適用を受けることを希望する者は、市長に対し、その旨申し出るものとする。

2 前項の申し出をした入居決定者に対し、市長は、家賃債務保証契約（以下、本条において「契約」という。）に関する案内を行うものとする。

3 前項の案内を受けた入居決定者は、契約の申込み手続きを行うことができる。

4 前項の審査の結果、契約を締結できることとなった入居決定者は、家賃債務保証事業

者と、当該契約に係る手続きを行うものとする。

(入居の承継等における連帯保証人等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合において、入居者又は同居者は、市長に対し、新たな連帯保証人の連署した使用証書を提出しなければならない。

(1) 同居者が、条例第19条の規定に基づく入居の承継を行うとき

(2) 入居者が、規則第5条第2項の規定に基づく手続きを行うとき

2 条例第8条第2項、規則第4条、第4条の2及び第5条並びにこの要綱の規定は、入居の承継を行う者について準用する。

3 この要綱の規定は、規則第5条第2項の規定に基づく手続きを行う者について準用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。